国立大学法人東京農工大学非常勤職員給与規程の一部改正

| 現行 | 改正 | 改正理由 |
| --- | --- | --- |
| 本則<br><br>（特地勤務手当）<br>第10条　職員給与規程別表第10に掲げる施設に勤務する非常勤職員には、職員給与規程第31条に定める常勤職員の例に準じて、その者に支給される時間給又は日給の月額に所定の割合を乗じて得た額の範囲内の額を支給することができる。 | 本則<br><br>（特地勤務手当）<br>第10条　職員給与規程第31条に掲げる施設に勤務する非常勤職員には、同条に定める常勤職員の例に準じて、その者に支給される時間給又は日給の月額に所定の割合を乗じて得た額の範囲内の額を支給することができる。 | |

附　則（平成29年3月24日規程第56号）

この規程は、平成29年3月24日から施行する。